

健 発 0801 第 4 号
保 発 0801 第 3 号
平成 29 年 8 月 1 日

全日本病院協会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正について

本日、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令等が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

これについて、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しておりますので、貴職におかれましても適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

健 発 0801 第 3 号
保 発 0801 第 2 号
平成 29 年 8 月 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等については、改正省令及び改正告示（以下「改正省令等」という。）が本日公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

改正省令等の主な内容は、下記のとおりですので、管内市町村（特別区を含む。）及び関係団体に周知いただくとともに、制度の実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、特定健康診査及び特定保健指導の運用に関する関係通知の改正を順次行う予定であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

特定健康診査及び特定保健指導は、内臓脂肪の蓄積に起因して肥満、血圧高値、脂質異常、血糖高値から起きる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、法に基づき、保険者が共通に取り組む法定義務の保健事業である。保険者が糖尿病等のリスクが高い者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう、専門職が個別に介入するものであり、こうした対象者の個別性を重視した効果的な保健指導の実施は、加入者の健康の保持・向上や医療費適正化等の観点から、保険者にとって極めて重要な保険者機能である。

このため、特定健康診査・特定保健指導制度を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する観点から、第 3 期特定健康診査等実施計画期間

(平成 30 年度～平成 35 年度) (以下「第 3 期実施計画期間」という。) における制度の運用の見直しを行うため、必要な改正を行うものである。

第二 改正の内容

一 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (平成 19 年厚生労働省令第 157 号) の一部改正について (平成 29 年厚生労働省令第 88 号関係)

1 血中脂質検査の見直し

保険者は、中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後に採血する場合には、LDL コレステロールの量の検査に代えて、Non-HDL コレステロールの量の検査を行うことができることとする。この場合において、当該保険者は、血中脂質検査における LDL コレステロールの量の検査を行ったものとみなすこととする。

2 他の法令に基づく健康診断との関係の見直し

血清クレアチニン検査を詳細な健診項目に追加する (第二の二の 3 関係) ことに伴い、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) その他の法令に基づき特定健康診査を実施した年度と同年度において、加入者が血清クレアチニン検査を受けた場合であって、当該事実を保険者が確認した場合には、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診査において血清クレアチニン検査を行ったものとみなすこととする。

3 特定保健指導の実施方法の見直し

(1) 行動計画の実績評価の時期の見直し

行動計画の実績評価の時期について、行動計画の策定の日から「6 月以上経過した日」とされているものを「3 月以上経過した日」に見直す。

(2) 同一機関要件の廃止

保険者が特定保健指導の総括及び情報の管理を行う場合は、行動計画の進捗状況の評価及び実績評価を行う者について、初回面接を行う者が面接の際に勤務していた機関と同一機関に勤務していることを要しないこととする。

(3) 特定保健指導の実施方法の弾力化

医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこ

ととしているが、積極的支援対象者であって、厚生労働大臣が定める要件に該当する者に係る当該支援については、厚生労働大臣が定めるところ（内容については第二の四の3参照）により行うこととする。

4 看護師が保健指導を行える経過措置の期間の延長

平成20年4月現在において1年以上（必ずしも継続した1年間である必要はない。）、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師（以下「一定の要件を満たして特定保健指導を実施している看護師」という。）については、特定保健指導の業務に従事できるよう、経過措置の期間を「平成29年度末まで」とされているものを「平成35年度末まで」に延長する。

5 その他所要の改正を行う。

二 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成20年厚生労働省告示第4号）の一部改正について（平成29年厚生労働省告示第265号関係）

1 心電図検査の基準の見直し

対象者の選定基準を、当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者とする。

2 眼底検査の基準の見直し

対象者の選定基準を、当該年度の特定健康診査の結果等において、次のア又はイの項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者（当該年度の特定健康診査の結果等において、当該アに掲げる基準に該当せず、かつ、当該イの項目の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、当該イの項目について、当該イに掲げる基準に該当した者）とする。

ア 血圧 収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上

イ 血糖 空腹時血糖値が126mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが6.5%（NGSP値）以上又は随時血糖値が126mg/dl以上

3 血清クレアチニン検査の追加

血清クレアチニン検査を詳細な健診項目に追加し、対象者の選定基準を、当該年度の特定健康診査の結果等において、次のア又はイに掲げる項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者とする。

ア 血圧 収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧が 85mmHg 以上

イ 血糖 空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、ヘモグロビンA1c が 5.6% (NGSP 値) 以上又は随時血糖値が 100mg/dl 以上

三 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 8 号）の一部改正について（平成 29 年厚生労働省告示第 266 号関係）

特定保健指導の対象者の基準のうち、血糖検査の結果の基準について、空腹時血糖値が 100mg/dl 以上又はヘモグロビンA1c が 5.6% (NGSP 値) 以上であることとしているが、やむを得ず空腹時以外の場合で、ヘモグロビンA1c を測定しない場合には、空腹ではない場合の血糖値（随時血糖値）が 100mg/dl 以上であることとする。

四 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成 25 年厚生労働省告示第 91 号）の一部改正について（平成 29 年厚生労働省告示第 267 号関係）

1 健診結果が揃わない場合の面接による支援の分割実施

特定健康診査の結果（労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日に面接による支援（積極的支援の場合にあつては、初回の面接による支援）を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができることとする。

2 特定保健指導の支援形態の見直し

面接による支援（積極的支援の場合にあつては、初回の面接による支援）の支援形態について、グループ支援を行う場合は、1 グループは「8 人以下」とされているものを「おおむね 8 人以下」に見直し、1 グループ当たり「80 分以上のグループ支援」とされているものを「おおむね 80 分以上のグループ支援」に見直す。

面接による支援の内容を分割して行う場合は、特定健康診査を受診し

た日に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたものについて、告示第1の2(3)に掲げる項目に留意する必要があるが、当該特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援については、面接に代えて、電話等により行うことができることとする。

3 特定保健指導の実施方法の弾力化

積極的支援対象者に対し、初回の面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援を含む。以下同じ。）が終了した後、3月以上の継続的な支援を行うこととしているが、ア又はイに掲げる者については、それぞれア又はイに掲げるところにより支援を行うこととする。

ア 積極的支援対象者のうち、前年度において積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援（3月以上の継続的な支援を含むものに限る。）を終了した者であって、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められる者 初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

イ 積極的支援対象者のうち、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者 初回の面接による支援が終了した後、3月以上の適切な支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

4 積極的支援における支援Aの方式について、グループ支援Aを行う場合は、1グループは「8人以下」とされているものを「おおむね8人以下」に見直す。

5 看護師が保健指導を行える経過措置の期間の延長

一定の要件を満たして特定保健指導を実施している看護師については、特定保健指導の業務に従事できるよう、平成35年度末まで経過措置の期間を延長することに伴い、所要の改正を行う。

6 行動計画の実績評価の時期の見直し

行動計画の実績評価の時期について、行動計画の策定の日から3月上経過した日とすることに伴い、所要の改正を行う。

7 その他所要の改正を行う。

五 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号）の一部改正について（平成29年厚生労働省告示第268号関係）

歯科医師が食生活の改善指導を行う場合に、これまで必要とされていた食生活改善指導担当者研修の受講は要しないこととする。

六 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）の一部改正について（平成29年厚生労働省告示第269号関係）

1 看護師が保健指導を行える経過措置の期間の延長

一定の要件を満たして特定保健指導を実施している看護師については、特定保健指導の業務に従事できるよう、平成35年度末まで経過措置の期間を延長することに伴い、所要の改正を行う。

2 健診結果が揃わない場合の面接による支援の分割実施

健診結果が揃わない場合の面接による支援の分割実施を可能にすることに伴い、所要の改正を行う。

3 行動計画の実績評価の時期の見直し

行動計画の実績評価の時期について、行動計画の策定の日から3月以上経過した日とすることに伴い、所要の改正を行う。

4 特定保健指導の実施方法の弾力化

医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこととしているが、積極的支援対象者であって、厚生労働大臣が定める要件に該当する者に係る当該支援については、厚生労働大臣が定めるところにより行うこととすることに伴い、所要の改正を行う。

5 その他所要の改正を行う。

七 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（平成 25 年厚生労働省告示第 93 号）の一部改正について（平成 29 年厚生労働省告示第 270 号関係）

1 保険者間の再委託要件の明確化

保険者は、法第 26 条第 1 項の規定により、その加入者の特定健康診査及び特定保健指導の実施に支障がない場合には、他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導を行うことができることとされている。当該規定により他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導を行う保険者は、法第 28 条第 1 項の規定により、その実施を委託する場合には、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）に規定する基準を満たす者に委託しなければならないことを明確化する。

2 初回の面接を行った者と行動計画の進捗状況の評価を行った者が同一でない場合又は初回の面接を行った者と実績評価を行った者が同一でない場合の委託先との連携

業務の一部を委託し、初回の面接を行った者と行動計画の進捗状況の評価を行った者が同一でない場合又は初回の面接を行った者と当該行動計画の実績評価を行った者が同一でない場合は、当該対象者の特定保健指導の総括及び情報の管理を行うとともに、委託先と連携することとする。

3 看護師が保健指導を行える経過措置の期間の延長

一定の要件を満たして特定保健指導を実施している看護師については、特定保健指導の業務に従事できるよう、平成 35 年度末まで経過措置の期間を延長することに伴い、所要の改正を行う。

4 健診結果が揃わない場合の面接による支援の分割実施

健診結果が揃わない場合の面接による支援の分割実施を可能にすることに伴い、所要の改正を行う。

5 行動計画の実績評価の時期の見直し

行動計画の実績評価の時期について、行動計画の策定の日から 3 月上経過した日とすることに伴い、所要の改正を行う。

6 特定保健指導の実施方法の弾力化

医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこととしているが、積極的支援対象者であって、厚生労働大臣が定める要件に該当する者に係る当該支援については、厚生労働大臣が定めるところにより行うこととすることに伴い、所要の改正を行う。

7 その他所要の改正を行う。

八 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成 20 年厚生労働省告示第 150 号）の一部改正について（平成 29 年厚生労働省告示第 271 号関係）

1 計画期間の見直し

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の規定により、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の計画期間並びに特定健康診査等実施計画の計画期間が 5 年から 6 年に見直されたことを受け、所要の改正を行う。

2 第 3 期計画期間における保険者の実施目標

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の保険者全体の実施率の目標については、引き続き、実施率の向上に向けて取組を進めていく必要があるため、第 2 期特定健康診査等実施計画期間（平成 25 年度～平成 29 年度）（以下「第 2 期実施計画期間」という。）の目標値である特定健康診査実施率 70%以上、特定保健指導実施率 45%以上を維持することとする。

(2) 保険者種別の特定健康診査の実施率目標は第 2 期実施計画期間と同様とし、保険者種別の特定保健指導の実施率目標について、以下のとおり見直しを行う。

市町村国保 60%以上、国民健康保険組合 30%以上、
協会けんぽ 35%以上、船員保険 30%以上、単一健保組合 55%以上、
総合健保組合（私学共済含む）30%以上、共済組合 45%以上

3 「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率」の定義の見直し

保険者が行う特定健康診査及び特定保健指導の実施の成果に関する目標として、「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率」としているものを「特定保健指導対象者の割合の減少率」に見直し、平成20年度と比較した減少率を25%以上にすることを目標とする。

4 その他所要の改正を行う。

第三 施行期日等

改正省令等は、平成30年4月1日から施行すること。また、この改正省令等の施行に際し必要な経過措置を設けること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

第三種郵便物認可

目次

〔府令・省令〕

○原子力災害対策特別措置法に基づき
原子力事業者が作成すべき原子力事
業者防災業務計画等に関する命令の
一部を改正する命令
(内閣府・原子力規制委二)

〔省 令〕

○特定健康診査及び特定保健指導の実
施に関する基準の一部を改正する省
令(厚生労働八八)
○船舶安全法の規定に基づく事業場の
認定に関する規則及び船舶等型式承
認規則の一部を改正する省令
(国土交通四八)

〔規 則〕

○原子力災害対策特別措置法に基づき
原子力防災管理者が通報すべき事象
等に関する規則の一部を改正する規
則(原子力規制委一〇)

〔告 示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第
一項第二号の基準を定める省令の留
学の在留資格に係る基準の規定に基
づき日本語教育機関等を定める件の
一部を改正する件(法務三六二)
○個人向け国債の発行等に関する省令
第四条第六項第二号に規定する中途
換金に係る個人向け国債の買入消却
に関する件(財務二一四)
○特定健康診査及び特定保健指導の実
施に関する基準第一条第一項第十号
の規定に基づき厚生労働大臣が定め
る項目及び基準の一部を改正する告
示(厚生労働二六五)
○特定健康診査及び特定保健指導の実
施に関する基準第四条第一項第三号
の規定に基づき厚生労働大臣が定め
る基準の一部を改正する告示
(同二六六)
○特定健康診査及び特定保健指導の実
施に関する基準第七条第一項及び第
八条第一項の規定に基づき厚生労働
大臣が定める特定保健指導の実施方
法の一部を改正する告示(同二六七)
○特定健康診査及び特定保健指導の実
施に関する基準第七条第一項第二号
及び第八条第一項第二号の規定に基
づき厚生労働大臣が定める食生活の
改善指導又は運動指導に関する専門
的知識及び技術を有すると認められ
る者の一部を改正する告示
(同二六八)

○特定健康診査及び特定保健指導の実
施に関する基準第十六条第一項の規
定に基づき厚生労働大臣が定める者
の一部を改正する告示(同二六九)

○特定健康診査及び特定保健指導の実
施に関する基準第十七条の規定に基
づき厚生労働大臣が定める特定健康
診査及び特定保健指導の実施に係る
施設、運営、記録の保存等に関する
基準の一部を改正する告示
(同二七〇)

○特定健康診査及び特定保健指導の適
切かつ有効な実施を図るための基本
的な指針の一部を改正する告示
(同二七一)

○原子力災害対策特別措置法に基づき
原子力防災管理者が通報すべき事象
等に関する規則の一部を改正する規
則の施行に伴う原子力規制委員会関
係告示の整理に関する告示
(原子力規制委九)

○原子力災害対策特別措置法第六条の
二第一項の規定に基づき、原子力災
害対策指針を改正したので、同条第
三項の規定に基づき、公表する件
(同二〇)

〔官庁報告〕

国家試験
保健師国家試験の施行(厚生労働省)
助産師国家試験の施行(同)
看護師国家試験の施行(同)
第三十二回管理栄養士国家試験の施行
(同)

〔公 告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人駐留軍等労働者労務管
理機構平成二十八事業年度財務諸
表、プログラムの著作物に係る登録、
地方職員共済組合役員の異動関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、
無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

○厚生労働省令第八十八号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条、第二十一条第一項及び第二十四条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 保険者は、血清トリグリセライド（中性脂肪）が一デシリットル当たり四百ミリグラム以上である場合又は食後に採血する場合には、第一項第七号の規定による低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査に代えて、総コレステロールから高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）を除いたもの（Non-HDLコレステロール）の量の検査を行うことができる。この場合において、当該保険者は、同号の規定による低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査を行ったものとみなす。</p> <p>5 〃（略）</p> <p>第二条（他の法令に基づく健康診断との関係）</p> <p>第二条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき特定健康診査を実施した年度と同年度において加入者が次の項目について健康診断を受けた場合であつて、当該事実を保険者が確認した場合においては、法第二十一条第一項の規定により、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診査の全部又は一部を行ったものとみなす。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4 〃（略）</p> <p>第二条（他の法令に基づく健康診断との関係）</p> <p>第二条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき特定健康診査を実施した年度と同年度において加入者が次の項目について健康診断を受けた場合であつて、当該事実を保険者が確認した場合においては、法第二十一条第一項の規定により、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診査の全部又は一部を行ったものとみなす。</p>

一〇十 (略)
十一 血清クレアチニン検査

(動機付け支援)

第七条 動機付け支援とは、動機付け支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。

一・二 (略)

三 動機付け支援対象者及び次のいずれかに掲げる者が、行動計画の策定の日から三月以上経過した日において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。

イ (略)

ロ 動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(保険者が当該動機付け支援対象者の特定保健指導の総括及び情報の管理を行わない場合は、イに掲げる者が当該動機付け支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

2・3 (略)

(積極的支援)

第八条 積極的支援とは、積極的支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。

一 (略)

二 医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改

一〇十 (略)

(新設)

(動機付け支援)

第七条 動機付け支援とは、動機付け支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。

一・二 (略)

三 動機付け支援対象者及び次のいずれかに掲げる者が、行動計画の策定の日から六月以上経過した日において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。

イ (略)

ロ 動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(イに掲げる者が当該動機付け支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

2・3 (略)

(積極的支援)

第八条 積極的支援とは、積極的支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。

一 (略)

二 医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改

善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこと(積極的支援対象者であつて、厚生労働大臣が定める要件に該当する者に係る当該支援については、厚生労働大臣が定めるところにより行うこと)。

三 積極的支援対象者及び次のいずれかに掲げる者が、行動計画の進捗状況に関する評価を行うこと。

イ (略)

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(保険者が当該積極的支援対象者の特定保健指導の総括及び情報の管理を行わない場合は、イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

四 積極的支援対象者及び次のいずれかに該当する者が、行動計画の策定の日から三月以上経過した日において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。

イ (略)

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(保険者が当該積極的支援対象者の特定保健指導の総括及び情報の管理を行わない場合は、イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

2・3 (略)

附 則

(特定保健指導の実施に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十六年三月三十一日までの間は、第七条第一項第一号及び第三号並びに第八条第一項第一号、第三号及び第四号中「又は管理栄養士

善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこと。

三 積極的支援対象者及び次のいずれかに掲げる者が、行動計画の進捗状況に関する評価を行うこと。

イ (略)

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

四 積極的支援対象者及び次のいずれかに該当する者が、行動計画の策定の日から六月以上経過した日において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。

イ (略)

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

2・3 (略)

附 則

(特定保健指導の実施に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、第七条第一項第一号及び第三号並びに第八条第一項第一号、第三号及び第四号中「又は管理栄養士

とあるのは、「管理栄養士又は保健指導に
関する一定の実務の経験を有する看護師」
と、第七条第一項第二号及び第八條第一項
第二号中「管理栄養士」とあるのは「管理
栄養士、保健指導に関する一定の実務の経
験を有する看護師」とする。

とあるのは、「管理栄養士又は保健指導に
関する一定の実務の経験を有する看護師」
と、第七条第一項第二号及び第八條第一項
第二号中「管理栄養士」とあるのは「管理
栄養士、保健指導に関する一定の実務の経
験を有する看護師」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十
七年法律第八十号）第十八條第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導
（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第百六十五号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項第十号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、心電図検査及び眼底検査については、平成二十九年度の特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果において、この告示による改正前の特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成二十年厚生労働省告示第四号）に該当する場合は、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成二十年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心電図検査 当該年度の特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者</p> <p>三 眼底検査 当該年度の特定健康診査の結果等において、次のア又はイの項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者（当該年度の特定健康診査の結果等において、当該アに掲げる基準に該当せず、かつ、当該イの項目の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、当該イの項目について、当該イに掲げる基準に該当した者）</p> <p>ア 血圧 収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上</p> <p>イ 血糖 空腹時血糖値が126mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが6.5%（NGSP値）以上又は随時血糖値が126mg/dl以上</p> <p>四 血清クレアチニン検査 当該年度の特定健康診査の結果等において、次のア又はイの項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者</p> <p>ア 血圧 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上</p> <p>イ 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが5.6%（NGSP値）以上又は随時血糖値が100mg/dl以上</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心電図検査及び眼底検査 前年度の特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。）の結果等において、次のアからエまでに掲げる全ての項目について、それぞれ当該アからエまでに掲げる基準に該当した者</p> <p>ア 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.6%（NGSP値）以上</p> <p>イ 脂質 血清トリグリセライド（中性脂肪）の量が150mg/dl以上又は高比重リポたんコレステロール（HDLコレステロール）の量が40mg/dl未満</p> <p>ウ 血圧 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上</p> <p>エ 腹囲等 腹囲が男性にあっては85cm以上、女性にあっては90cm以上（内臓脂肪（腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。以下同じ。）の面積の測定ができる場合には、内臓脂肪の面積が100cm²以上）又はBMI（実施基準第1条第1項第4号に規定するBMIをいう。）が25以上</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

○厚生労働省告示第 216 号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第 157 号）第四条第一項第三号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第 157 号）第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の血糖検査の結果については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成二十年厚生労働省告示第八号）の一部を次のように改正する。
 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第 157 号）第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第 157 号）第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。 血糖検査の結果、空腹時血糖値が 100mg/dl 以上又はヘモグロビン A1c が 5.6%（NGSP 値）以上であること。ただし、やむを得ず空腹時以外においてヘモグロビン A1c を測定しない場合には、空腹ではない場合の血糖値（随時血糖値）が 100mg/dl 以上であること。	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第 157 号）第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。 血糖検査の結果、空腹時血糖値が 100mg/dl 以上又はヘモグロビン A1c が 5.6%（NGSP 値）以上であること

○厚生労働省告示第 216 号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づき特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成二十五年厚生労働省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第2に掲げるとおりとする。なお、平成36年3月31日までの間は、第1の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(8)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。</p> <p>第1 動機付け支援の実施方法</p> <p>1 支援期間及び頻度</p> <p>原則1回の支援とすること。ただし、特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。))第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の結果(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。)の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき動機付け支援対象者(実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。)に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日に面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第2に掲げるとおりとする。なお、平成30年3月31日までの間は、第1の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(7)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。</p> <p>第1 動機付け支援の実施方法</p> <p>1 支援期間及び頻度</p> <p>原則1回の支援とすること。</p>

2 支援内容及び支援形態

- (1) 動機付け支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。
- (2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画の策定の日から3月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うこと。

- (3) 面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの）は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア～カ （略）

キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ（1グループはおおむね8人以下とする。）当たりおおむね80分以上のグループ支援とすること。ただし、面接による支援の内容を分割して行う場合において、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援については、面接に代えて、電話等により行うことができる。

- (4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ （略）

ウ 必要に応じて評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から3月以上経過した後には医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ （略）

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

- (1) 初回に面接による支援を行うこと。ただし、特定健康診査の結果の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日に初回の面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。
- (2) 積極的支援対象者に対し、初回の面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援を含む。以下この(2)において同じ。）が終了した後、3月以上の継続的な支援を行うこと。ただし、ア又はイに掲げる者については、それぞれア又はイに掲げるところにより支援を行うこと。
ア 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援（3月以上の継続的な支援を含むものに限る。）を終了した者であって、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの 初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。
イ 積極的支援対象者のうち、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者 初回の面接による支援が終了した後、3月以上の適切な支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

- (1) 動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。
- (2) 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うこと。
- (3) 面接による支援は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア～カ （略）

キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ（1グループは8人以下とする。）当たり80分以上のグループ支援とすること。

- (4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ （略）

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月を経過する前に評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過した後には医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ （略）

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

初回に面接による支援を行うとともに、以後、3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

(1) 積極的支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。

(2)～(7) (略)

(8) 初回の面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの）は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9)・(10) (略)

(11) 支援Aの方式は、次に掲げるものとする。

ア (略)

イ グループ支援A（1グループはおおむね8人以下とする。）

ウ (略)

エ (略)

(12) (略)

(13) 支援Bの方法は、行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとする。

(14)～(16) (略)

(17) 第2の1の(2)のイに掲げる者であって、既往歴の調査（実施基準第1条第1項第1号に規定する既往歴の調査をいう。）において喫煙習慣を有するものに対し、3月以上の適切な支援を行う場合には、禁煙に関する指導を行うこと。

(18) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ (略)

ウ 必要に応じて評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、3月以上の継続的な支援が終了した後（3月以上の継続的な支援を行わない場合においては、行動計画の策定の日から3月以上経過した後）に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。

エ (略)

オ 実績評価は、第2の1の(2)に掲げるところにより行う支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

2 支援内容及び支援形態

(1) 積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。

(2)～(7) (略)

(8) 初回の面接による支援は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9)・(10) (略)

(11) 支援Aの方式は、次に掲げるものとする。

ア (略)

イ グループ支援A（1グループは8人以下とする。）

ウ (略)

エ (略)

(12) (略)

(13) 支援Bの方法は、初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとする。

(14)～(16) (略)

(新設)

(17) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ (略)

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月を経過する前に評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。

エ (略)

オ 実績評価は、継続的な支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

○厚生労働省告示第百六十八号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成二十年厚生労働省告示第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>第1 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、<u>歯科医師又は</u>次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第2 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 （略）</p> <p>別表第1（第1の1関係） （略） 別表第2（第2の1関係） （略）</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>第1 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、<u>次のいずれかに</u>該当する者とする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第2 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 （略）</p> <p>別表第1（第1の1関係） （略） 別表第2（第2の1関係） （略）</p>

○厚生労働省告示第百六十九号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第十六条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示
 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第1に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第2に掲げる基準を満たす者とする。なお、平成36年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは、「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。</p> <p>第1 特定健康診査の外部委託に関する基準（略） 第2 特定保健指導の外部委託に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。4の(6)において同じ。）の全てが判明した後に行う支援を含む。）、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から3月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。</p> <p>(4)～(7)（略）</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第1に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第2に掲げる基準を満たす者とする。なお、平成30年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは、「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。</p> <p>第1 特定健康診査の外部委託に関する基準（略） 第2 特定保健指導の外部委託に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。</p> <p>(4)～(7)（略）</p>

(8) 特定保健指導実施者（実施基準第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。

(9) （略）

2 施設、設備等に関する基準 （略）

3 特定保健指導の内容に関する基準

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成 25 年厚生労働省告示第 91 号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。

(2)～(6) （略）

4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

(1)～(5) （略）

(6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア （略）

イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。

ウ・エ （略）

(7) （略）

5 運営等に関する基準 （略）

(8) 特定保健指導実施者（実施基準第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。

(9) （略）

2 施設、設備等に関する基準 （略）

3 特定保健指導の内容に関する基準

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成 20 年厚生労働省告示第 9 号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。

(2)～(6) （略）

4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

(1)～(5) （略）

(6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア （略）

イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。

ウ・エ （略）

(7) （略）

5 運営等に関する基準 （略）

○厚生労働省告示第百二十七号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第十七条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第二項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（平成二十五年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）又は特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合を除き、特定健康診査の実施については、第1に掲げる基準とし、特定保健指導の実施については、第2に掲げる基準とする。<u>この場合において、平成36年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。なお、保険者は、法第26条第1項の規定により、その加入者の特定健康診査及び特定保健指導の実施に支障がない場合には、他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導を行うことができることとされている。当該規定により他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導を行う保険者は、法第28条第1項の規定により、その実施を委託する場合には、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）に規定する基準を満たす者に委託しなければならない。</u></p> <p>第1 特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（略）</p> <p>第2 特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。4の(6)において同じ。）の全てが判明した後に行う支援を含む。）、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から3月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。</p> <p>(4)～(7)（略）</p> <p>(8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。</p> <p>(9)（略）</p> <p>2 施設、設備等に関する基準（略）</p> <p>3 特定保健指導の内容に関する基準</p> <p>(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成25年厚生労働省告示第91号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施については、第1に掲げる基準とし、<u>特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施については、第2に掲げる基準とする。なお、平成30年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。</u></p> <p>第1 特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（略）</p> <p>第2 特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。</p> <p>(4)～(7)（略）</p> <p>(8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。</p> <p>(9)（略）</p> <p>2 施設、設備等に関する基準（略）</p> <p>3 特定保健指導の内容に関する基準</p> <p>(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。</p> <p>(2)～(5)（略）</p>

4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

(1)~(5) (略)

(6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア (略)

イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。

ウ・エ (略)

(7) (略)

5 運営等に関する基準

(1)・(2) (略)

(3) 業務の一部を委託し、初回の面接を行った者と行動計画の進捗状況に関する評価を行った者が同一でない場合又は初回の面接を行った者と当該行動計画の実績に関する評価を行った者が同一でない場合は、当該対象者の特定保健指導の総括及び情報の管理を行うとともに、委託先と連携すること。

(4)~(12) (略)

4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

(1)~(5) (略)

(6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア (略)

イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。以下この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。

ウ・エ (略)

(7) (略)

5 運営等に関する基準

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)~(11) (略)

○厚生労働省告示第百七十一号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>はじめに</p> <p>我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっていた。</p> <p>このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、保険者（法第7条第2項に規定する保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特</p>	<p>はじめに</p> <p>我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。</p> <p>このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、保険者（法第7条第2項に規定する保険者をいう。以下同じ。）は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診</p>

別区を含む。以下同じ。)とともに行う国民健康保険にあっては、市町村(以下「市町村国保」という。)をいう。以下同じ。)は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

本指針は、法第18条第1項の規定に基づき、特定健康診査(同項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)及び特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項並びに特定健康診査等実施計画(法第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。)の作成に関する重要事項を定めるものであり、法第19条の規定により、各保険者は、本指針に即して、6年ごとに、6年を一期として、特定健康診査等実施計画を定めるものとする。

なお、医療費適正化計画が6年ごとの計画であることを踏まえ、本指針についても、6年ごとに検討を行い、必要があると認めるときはこれを変更していくものである。

また、特定健康診査等の実施に当たっては、健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項に規定する健康診査等指針に定める内容に留意する必要がある。

第1 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

一 特定健康診査の実施方法に関する基本的な事項

- 1 特定健康診査の基本的考え方 (略)
- 2 特定健康診査の実施に係る留意事項 (略)
- 3 事業者等が行う健康診断との関係

被用者保険(保険者のうち、市町村国保を除いたものをいう。以下同じ。)は、健康診断の実施場所、実施時期、健診結果の送付等の点について事業者等(法第21条第2項に規定する事業者等をいう。以下同じ。)と十分な連携を図り、被保険者及び被扶養者の受診の利便の向上を図るよう努めること。

4 その他 (略)

二 特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項

- 1 特定保健指導の基本的考え方 (略)
- 2 特定保健指導の実施に係る留意事項 (略)
- 3 事業者等が行う保健指導との関係

被用者保険において特定保健指導を実施するに当たっては、事業者等や労働者健康保持増進サービス機関(事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号)に規定するものをいう。)等に対して特定保健指導の実施を委託する場合においては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成25年厚生労働省告示第92号)に定める実施方法等について留意すること。

4 その他 (略)

三 特定健康診査等の実施における個人情報の保護 (略)

査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

本指針は、法第18条第1項の規定に基づき、特定健康診査(同項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)及び特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項並びに特定健康診査等実施計画(法第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。)の作成に関する重要事項を定めるものであり、法第19条の規定により、各保険者は、本指針に即して、5年ごとに、5年を一期として、特定健康診査等実施計画を定めるものとする。

なお、法第11条の規定に基づき、医療費適正化計画について、その作成年度の翌々年度に当該計画の進捗状況に関する評価が行われることを踏まえ、本指針についても、当該評価の時期に併せて検討を行い、必要があると認めるときはこれを変更することとする。加えて、医療費適正化計画及び保険者の特定健康診査等実施計画が5年ごとの計画であることを踏まえ、本指針についても、5年ごとに検討を行い、必要があると認めるときはこれを変更していくものである。

また、特定健康診査等の実施に当たっては、健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項に規定する健康診査等指針に定める内容に留意する必要がある。

第1 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

一 特定健康診査の実施方法に関する基本的な事項

- 1 特定健康診査の基本的考え方 (略)
- 2 特定健康診査の実施に係る留意事項 (略)
- 3 事業者等が行う健康診断との関係

被用者保険(保険者のうち、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第3条第1項に規定する国民健康保険の保険者(以下「市町村国保」という。)を除いたものをいう。以下同じ。)は、健康診断の実施場所、実施時期、健診結果の送付等の点について事業者等(法第21条第2項に規定する事業者等をいう。以下同じ。)と十分な連携を図り、被保険者及び被扶養者の受診の利便の向上を図るよう努めること。

4 その他 (略)

二 特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項

- 1 特定保健指導の基本的考え方 (略)
- 2 特定保健指導の実施に係る留意事項 (略)
- 3 事業者等が行う保健指導との関係

被用者保険において特定保健指導を実施するに当たっては、事業者等や労働者健康保持増進サービス機関(事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号)に規定するものをいう。)等に対して特定保健指導の実施を委託する場合においては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成20年厚生労働省告示第11号)に定める実施方法等について留意すること。

4 その他 (略)

三 特定健康診査等の実施における個人情報の保護 (略)

第2 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

一 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を70%以上にすること。
各保険者の目標は次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。

1～5 (略)

二 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を45%以上にすること。
各保険者の目標は、次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。

1 市町村国保の加入者に係る特定保健指導の実施率 60%以上

2 健康保険組合（健康保険法第11条第1項の規定により設立されたものに限る。）の加入者に係る特定保健指導の実施率 55%以上

3 法第7条第2項に規定する共済組合の加入者に係る特定保健指導の実施率 45%以上

4 全国健康保険協会が管掌する健康保険の加入者に係る特定保健指導の実施率 35%以上

5 健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。）、船員保険、国民健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定保健指導の実施率 30%以上

三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率をいう。）を25%以上にすること。

各保険者は当該数値を必ずしも目標として設定する必要はないが、特定健康診査等の対象者におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の構成割合や減少率を基に、各保険者において、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、各保険者がこれらの数値を把握し、保健事業に活用することが望ましい。

第3 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

保険者が特定健康診査等実施計画において定める事項は次に掲げるとおりとし、保険者は、加入者数、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮して、特定健康診査等の効率的かつ効果的な実施に資するよう特定健康診査等実施計画を作成すること。

一 達成しようとする目標 (略)

二 特定健康診査等の対象者数に関する事項 (略)

三 特定健康診査等の実施方法に関する事項 (略)

四 個人情報の保護に関する事項

1 (略)

2 特定健康診査等の記録の管理に関するルール（第1の三に掲げる個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン等、保険者において既に定めている情報セキュリティポリシー等のルール）について定めること。

五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項 (略)

六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項 (略)

七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

第2 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

一 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を70%以上にすること。
各保険者の目標は次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。

1～5 (略)

二 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を45%以上にすること。
各保険者の目標は、次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。

1 健康保険組合（健康保険法第11条第1項の規定により設立されたものに限る。）及び市町村国保の加入者に係る特定保健指導の実施率 60%以上

2 法第7条第2項に規定する共済組合の加入者に係る特定保健指導の実施率 40%以上

3 全国健康保険協会が管掌する健康保険、健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。）、船員保険、国民健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定保健指導の実施率 30%以上

(新設)

(新設)

三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上にすること。

各保険者は当該数値を必ずしも目標として設定する必要はないが、特定健康診査等の対象者におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の構成割合や減少率を基に、各保険者において、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、各保険者がこれらの数値を把握し、保健事業に活用することが望ましい。

第3 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

保険者が特定健康診査等実施計画において定める事項は次に掲げるとおりとし、保険者は、加入者数、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮して、特定健康診査等の効率的かつ効果的な実施に資するよう特定健康診査等実施計画を作成すること。

一 達成しようとする目標 (略)

二 特定健康診査等の対象者数に関する事項 (略)

三 特定健康診査等の実施方法に関する事項 (略)

四 個人情報の保護に関する事項

1 (略)

2 特定健康診査等の記録の管理に関するルール（第1の三に掲げる個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン、保険者において既に定めている情報セキュリティポリシー等のルール）について定めること。

五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項 (略)

六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項 (略)

七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項